

公立大学法人前橋工科大学教育研究奨励寄附金取扱細則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学細則第25号

(趣旨)

第1条 公立大学法人前橋工科大学における教育研究奨励寄附金(以下「奨励寄附金」という。)の取扱いについては、公立大学法人前橋工科大学寄附取扱規程(平成25年規程第83号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「奨励寄附金」とは、規程第6条第1項第1号に規定する寄附金のうち、前橋工科大学(以下「本学」という。)における教育又は研究を奨励するため、その対象となる教育若しくは研究の題目又は担当教員を指定して受け入れるものをいう。

(受入れの基準)

第3条 奨励寄附金は、本学の教育研究上有意義で、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められるものについて受け入れることができる。

(奨励寄附金の使途)

第4条 奨励寄附金の使途については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 謝金、旅費、研究支援者(当該教育又は研究の遂行を支援するために法人に雇用される者をいう。)の人件費、設備備品費、消耗品費その他当該教育又は研究の遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)
- (2) 当該教育又は研究の遂行に関連して必要な直接経費以外の管理経費(以下「間接経費」という。)

2 間接経費は、奨励寄附金の10パーセントに相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は、奨励寄附金の使途に間接経費を含めないことができる。

- (1) 寄附者の定めにより間接経費が措置されていない場合
- (2) その他、特別な事情があると理事長が認めた場合

(計画書の提出)

第5条 理事長は、奨励寄附金に当たる規程第3条第1項の規定による寄附申込書の提出があったときは、当該寄附に係る教育又は研究を担当することとなる教員(以下「研究等担当教員」という。)から奨励寄附金研究等計画書を提出させるものとする。

(完了報告書の提出)

第6条 研究等担当教員は、当該教育又は研究が完了したときは、奨励寄附金研究等完了報告書を理事長に提出するものとする。

(書類の様式)

第7条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 奨励寄附金研究等計画書
- (2) 奨励寄附金研究等完了報告書

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、奨励寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。